

## 実務研究

日本税務会計学会  
令和6年5月 月次研究会

成田 一正〔日本橋〕

非上場会社での少数株主対策のエッセンス  
～顧問先会社を買取請求された場合の対応～

## 1. 敵対的少数株主問題が急増している背景と問題点

顧問先会社において、株主が分散してしまっており、対応を相談される税理士も増えてきている。いわゆる少数株主から買取りの請求をされ、顧問弁護士がいない会社ではわれわれ税理士に相談を持ち込まれることが想定される。平時に対応策を考えておかねばならない。

特に昨今少数株主から株式を買取る事業者が広告宣伝をしていることから、事業者が売りたいという相談が多くなっている。これらの事業者が問題であるということではないが、本稿では顧問先会社の立場に立って論じるので、少数株主から買取りをビジネスとしてしている方を買取事業者等と称させていただきますのでご容赦願いたい。

## 2. 会社法の原則と株式の権利の整理

(1) 株式譲渡自由の原則と譲渡制限株式  
株主は、原則として株式を自由に譲渡することができる(会社法127条)。ただし、同族会社のような小規模な閉鎖会社の場合、会社にとって好ましくない者を株主から排除したい要望があり、定款で株式に譲渡制限を付すことが認められている(譲渡制限株式(会社法2条17号))。

譲渡制限株式は、譲渡等による取得(特定承継)について承認を必要とするだけで、譲渡等による取得に該当しない相続・合併等の一般承継については承認が要求されない。一般の経営

主の議決権の1%または議決権300個以上)、株主総会検査役選任請求(総株主の議決権の1%以上)、会計帳簿閲覧・謄写請求権(総株主の議決権の3%または発行済株式の株式3%以上)、業務財産検査役選任請求(総株主の議決権の3%以上)、業務財産検査役選任請求(総株主の議決権の3%以上)などがある。

## 3. 譲渡制限株式の譲渡等承認請求手続き

譲渡等承認手続きでの留意事項は以下のようなことがある。

(1) 決定内容の通知とみなし承認  
譲渡先等を承認する場合にはその旨を通知する。譲渡等承認請求の日から2週間以内はその旨を通知しなかったときは承認したものとはみなされる(会社法145条1号)。問題は非公開会社における株主総会・取締役会の招集は、原則として開催1週間前までに行うことが必要であり(会社法299条1項、会社法368条1項)、大変タイトなスケジュールとなる。対応が遅れると、買取事業者等が株主となり、少数株主権の行使等を通じて、会社経営に対して影響力を及ぼすことになる。

(2) 承認通知と暫定的な買取代金の供託  
譲渡の不承認の通知前(または同時)に、会社は暫定的な買取代金を供託の上、供託を証明する書面(供託書正本など)を交付しなければならない(会社

集権(総株主の議決権の3%以上)、株主代表訴訟。

特に会計帳簿閲覧権を使用して、会社の帳簿から法令定款に反するような行為がなされていないか、詳細にチェックされると、会社側としてはたいへん面倒であり、もしかすると問題点が出てくるかもしれないという懸念がある。

## 4. 裁判所価額の非公開会社の株式の時価評価

としておけば、書面が請求されれば譲渡承認請求があることが察知できる。

(1) 少数株主からの買取請求の問題点  
買取価格の算定  
① DCF: 配当還元(ゴードン) 1:1 (広島地決平成21年4月22日)  
② 配当還元: 純資産(再調達価額) : DCF 25:25:50 (札幌高決平成17年4月26日)  
③ DCF: 純資産(再調達価額) : 配当還元 0:35:0:35:0:3 (東京地決平成26年9月26日)  
担当税理士としては裁判所へ買取価格の決定の申し立てがなされた場合には裁判所等(売り手・買い手も含む)は株式鑑定人に株価鑑定を依頼することになる。この株式鑑定価額がどのような金額になるかは、鑑定機関によって相違するので正確な予想が難しい。

(2) 裁判例による大まかな傾向  
本稿は少数株主からの譲渡等承認請求を中心としているところ、評価方式のうち採用が比較的多くみられるのは純資産法と配当還元(会社法144条1項)となるが、協議により合意できない場合には、当事者は買取りの通知があった日から20日以内に裁判所に対して、売買価格の決定の申立てを行うことができる(会社法144条2項)。

(4) 譲渡承認の定款対策  
株主総会・取締役会は、原則1週間前に開催招集通知発送が必要であるが、開催までに時間がかかってしまつて、対応策のひとつとして、定款で株主総会・取締役会の招集手続きを短縮する方法がある。また譲渡承認請求は当該会社所定の書面によらなければならない

## 5. 発行人が取得した場合の問題点

違法な手続による自己株式の取得の効果は、(原則として)無効(最高裁昭和43年9月5日判決)である。違法な手続による自己株式の取得に關与した取締役等には、刑事罰(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金または併科)があり、取締役は会社にとり損害が生じれば、賠償責任が生じる。

財源規制違反の自己株式の取得の効果としては、実務上も無効であることを前提として進めた方がよい。違法な合意による自己株式の取得が実務上問題となる場面としては、M&Aで過去の株主総会決議が不存在とされ問題が顕在化される。

## 6. 自己株式(金庫株)の低額による取得と課税関係(みなし贈与課税等)

少数株主対策における合意による自己株式の低額取得の実務上の留意点として

(1) みなし譲渡

財産評価基本通達上の特例の評価方式で合意できる場面も多々存在するが、同族外の少数株主についての時価を前提とすれば、みなし譲渡の問題は発生しない。時価は所得税法59条及び所基通59・6によると考

えられているからである。そして、発行人について資本取引なので受贈益はないというのが原則となっている。

しかし、株式評価での原則的評価方式が要求される同族株主ではどうであろうか。特に中心的な同族株主から発行人が買い取る場合には所基通59・6により時価での課税が要求される。低額での売買は譲渡した同族少数株主にもみなし譲渡課税が行われる。この違いを十分に把握しておかねばならない。

(2) みなし贈与  
原則的評価方式が採用される支配株主グループの株主が、発行人に対して当該評価額よりも低い価額で譲渡した場合には、残存株主に対してみなし贈与(相続税法9条)の問題が生じる(相基通9・2)。

## 7. 所在不明株主への対応

顧問先の株主名簿に所在不明株主がいる場合は、所在不明株式の売却制度を検討する。

会社法上の制度として、所在不明株主の株式売却制度(会社法197条)というものが存在する。上場企業が利用することが多い制度だが、中小企業などの非公開会社にも適用のある制度で、以下の要件を満たすことにより発行人若しくは

## 8. 日常から心がけることと留意点

平時から色々場合を想定し、株式の取得できる対策を検討しておくことが重要であると思われる。しかし、対策をしたからといって、少数株主の相続開始まで何もしなくてよいということではなく、少数株主の株式を合意により取得できる機会があれば、取得できるように準備は続けていく。

買取金額について、任意の交渉の段階では、財産評価基本通達による相続税評価額は流通時価ではないがひとつの目安にもなるので、税理士が交渉の現場に出ることはできないが、交渉のためのひとつの材料として示すことは可能であろう。